



鳥取県公報

令和4年8月19日（金）
第9424号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立県民文化会館の利用料金の一部改正（431）（文化政策課）・・・・・・・・・・ 2 鳥取県立倉吉未来中心の利用料金の一部改正（432）（〃）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による指定介護機関の休止の届出（433）（福祉監査指導課）・・・・・・・・ 3 大規模小売店舗の新設の届出（434）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 3 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（3件）（435～437）（〃）・・・・・・・・・・ 5 土地改良区の定款の変更の認可（2件）（438・439）（農地・水保全課）・・・・・・・・ 7 鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜（440）（畜産課）・・・・ 7 鳥取県漁業調整規則による聴聞（441）（境港水産事務所）・・・・・・・・・・ 7 指定障害福祉サービス事業者の指定（442）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 7 開発行為に関する工事の完了（3件）（443～445）（西部総合事務所環境建築局）・・・・ 8
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施（2件）（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 8
◇ 調達公告	落札者の決定（林政企画課）・・・・・・・・・・ 11 落札者の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 11
◇ 正 誤	令和4年1月11日付鳥取県告示第7号中訂正・・・・・・・・・・ 12

告 示

鳥取県告示第431号

令和3年鳥取県告示第621号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき令和4年8月5日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																															
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ 略</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ リハーサル室、練習室、イベントホール（展示室）及び会議室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">表面温度計測サーモグラフィハンディカメラ及び三脚</td> <td style="border: 2px solid black;">1台1回につき 400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">動画制作・Web配信用機器（4Kカメラ、360°カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類）</td> <td style="border: 2px solid black;">1セット1回につき 1,890円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 略</p>	区分		利用料	施設	設備名	略			その他	略			表面温度計測サーモグラフィハンディカメラ及び三脚	1台1回につき 400円		動画制作・Web配信用機器（4Kカメラ、360°カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類）	1セット1回につき 1,890円	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ 略</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ リハーサル室、練習室、イベントホール（展示室）及び会議室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">表面温度計測サーモグラフィハンディカメラ及び三脚</td> <td style="border: 2px solid black;">1台1回につき 400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 略</p>	区分		利用料	施設	設備名	略			その他	略			表面温度計測サーモグラフィハンディカメラ及び三脚	1台1回につき 400円
区分		利用料																														
施設	設備名																															
略																																
その他	略																															
	表面温度計測サーモグラフィハンディカメラ及び三脚	1台1回につき 400円																														
	動画制作・Web配信用機器（4Kカメラ、360°カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類）	1セット1回につき 1,890円																														
区分		利用料																														
施設	設備名																															
略																																
その他	略																															
	表面温度計測サーモグラフィハンディカメラ及び三脚	1台1回につき 400円																														

附 則

この告示は、令和4年8月19日から施行する。

鳥取県告示第432号

令和3年鳥取県告示第622号（鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき令和4年8月5日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																															
<p>1 利用料金 (1) 略 (2) 設備利用料 ア・イ 略 ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及び アトリウム</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>表面温度計測サ ーモグラフィハン ディカメラ及び三 脚</td> <td>1台1回につき 400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>動画制作・We b 配信用機器（4K カメラ、360°カ メラ、ライブプロ ダクションスイッ チャー、ハブ・ケ ーブル類）</td> <td>1セット1回に つき 1,890円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略 エ 略 2 略</p>	区分		利用料	施設	設備名	略			その他	略			表面温度計測サ ーモグラフィハン ディカメラ及び三 脚	1台1回につき 400円		動画制作・We b 配信用機器（4K カメラ、360°カ メラ、ライブプロ ダクションスイッ チャー、ハブ・ケ ーブル類）	1セット1回に つき 1,890円	<p>1 利用料金 (1) 略 (2) 設備利用料 ア・イ 略 ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及び アトリウム</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>表面温度計測サ ーモグラフィハン ディカメラ及び三 脚</td> <td>1台1回につき 400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略 エ 略 2 略</p>	区分		利用料	施設	設備名	略			その他	略			表面温度計測サ ーモグラフィハン ディカメラ及び三 脚	1台1回につき 400円
区分		利用料																														
施設	設備名																															
略																																
その他	略																															
	表面温度計測サ ーモグラフィハン ディカメラ及び三 脚	1台1回につき 400円																														
	動画制作・We b 配信用機器（4K カメラ、360°カ メラ、ライブプロ ダクションスイッ チャー、ハブ・ケ ーブル類）	1セット1回に つき 1,890円																														
区分		利用料																														
施設	設備名																															
略																																
その他	略																															
	表面温度計測サ ーモグラフィハン ディカメラ及び三 脚	1台1回につき 400円																														

附 則

この告示は、令和4年8月19日から施行する。

鳥取県告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	地域密着型通所介護事業所ひこな	米子市彦名町1250	地域密着型通所介護	令和4年8月1日

鳥取県告示第434号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）マックスバリュ米子河崎店 米子市河崎1369ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年3月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,476平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 93台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 44台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 面積 64平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 容量 19.4立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 2か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和4年7月26日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
令和4年8月19日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

12 意見書の提出

大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第435号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアウェルネス岩美店 岩美郡岩美町本庄76-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明 東京都千代田区麴町五丁目1-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) ドラッグストアウェルネス岩美店
変更後 ドラッグストアウェルネス岩美店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 辻田 泰徳
変更後 代表取締役 織田 寛明
- 4 変更年月日
令和4年2月9日ほか
- 5 届出年月日
令和4年7月15日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和4年8月19日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び岩美町商工観光課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第436号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアウェルネス大山町店 西伯郡大山町塩津902-3
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明 東京都千代田区麴町五丁目1-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

- 変更前 代表取締役 辻田 泰徳
変更後 代表取締役 織田 寛明
- 4 変更年月日
令和4年4月1日
- 5 届出年月日
令和4年7月15日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和4年8月19日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び大山町企画課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第437号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザグザグ倉吉南店 倉吉市鍛冶町一丁目2971-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マルイアセットマネジメント 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島893-15
株式会社エスマート 代表取締役 寺谷 淳 鳥取市湖山町北三丁目303
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) ザグザグ倉吉市鍛冶町店
変更後 ザグザグ倉吉南店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義
変更後 株式会社エスマート 代表取締役 寺谷 淳
- 4 変更年月日
令和2年8月29日ほか
- 5 届出年月日
令和4年7月27日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和4年8月19日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び倉吉市生活産業部商工観光課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、鴨ヶ池土地改良区の定款の変更を令和4年8月10日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第439号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江町土地改良区の定款の変更を令和4年8月10日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第440号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和4年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定

名号	個体を識別する番号	指定の日	備考
美鵬 2	16155-0835-6	令和4年8月1日	検定中

2 指定の解除

名号	個体を識別する番号	指定の解除の日	備考
翠	15735-9297-8	令和4年8月1日	

鳥取県告示第441号

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第51条第1項の規定により船舶の停泊を命ずることに伴い、同条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

令和4年8月19日

鳥取県境港水産事務所長 寺 田 ル ミ

- 1 聴聞の日時 令和4年9月8日（木）午後1時30分から
- 2 聴聞の場所 境港市昭和町9-7
鳥取県宮境港水産物地方卸売市場2号上屋会議室
- 3 事案の内容 鳥取県漁業調整規則第51条第1項の規定により船舶の停泊を命じようとするものである。

鳥取県告示第442号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月19日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日

合同会社ふ れあい	東伯郡北栄町 国坂279	くらよし食品	倉吉市東巖城町213- 1	就労継続支援A型	令和4年8 月1日
--------------	-----------------	--------	------------------	----------	--------------

鳥取県告示第443号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年8月19日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和3年5月12日 鳥取県指令第202100037777号
- 2 開発区域（1工区）に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字日吉津872-15
日吉津村 日吉津村長 中田 達彦

鳥取県告示第444号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年8月19日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和4年5月18日 鳥取県指令第202200039665号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字日吉津23-4
白石 順一

鳥取県告示第445号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年8月19日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和4年5月31日 鳥取県指令第202200060247号
令和4年8月4日 鳥取県指令第202200113535号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市外江町字四方ノ川
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥根県大田市鳥井町鳥井247-2
吉田 英則

公 告

警備業法（昭和47年法律117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和4年8月19日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
施設警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和4年11月21日(月) 午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和4年12月21日(水) 午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室
 - (2) 実技試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
5名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 施設警備業務の管理に関すること。
 - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 施設警備業務の管理に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
令和4年10月24日(月)から同月28日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属す

ることを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面

(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料 16,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(2) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和4年8月19日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 2級

2 実施日時

(1) 学科試験

令和4年11月21日（月）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和4年12月22日（木）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室

(2) 実技試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

令和4年10月24日（月）から同月28日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料 16,000円
- (2) 納付方法
(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県森林クラウドシステム構築運用業務 一式
2 契約方式	総合評価一般競争入札
3 落札日	令和4年7月8日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社パスコ岡山支店 岡山県岡山市北区本町2-5
5 契約金額	63,916,215円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和4年5月6日
7 落札方式	総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取県OSSシステム賃貸借及び保守業務 一式
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	令和4年7月13日
4 落札者の名称及び所在地	西日本電信電話株式会社鳥取支店 鳥取市湯所町二丁目258
5 落 札 金 額	月額944,570円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	令和4年6月3日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県警察本部警務部会計課 鳥取市東町一丁目271

正 誤

令和4年1月11日付鳥取県公報第9364号の鳥取県告示第7号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3

行 下から9から下から3まで

誤 日野郡日南町茶屋字阿他山2839から2845まで、字木呂拔2847・2848（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、2846、2847の1、字塗田原2849（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字ニタ松2850（国有林。次の図に示す部分に限る。）、2851、字鉄鑄谷奥2859、字鉄鑄谷2860の1から2860の4まで、阿毘縁字小谷山277の1・277の2（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、277の3、277の4、字下モ大畑谷山361の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）、361の2（国有林）、字上ミ大畑谷山376（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字與三右衛門炭山377、字大谷奥山378の1、378の2、字大板谷山379、字徳善山380、字スベリイハ山381、字畑苧山382、字来尾山383、字野田384、字梨子木谷907の1、下阿毘縁字亀石塚山751の1から751の4まで、字大口縄原山755の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）、755の3、755の4、字深塚奥山756の1から756の4まで、757、758の1から758の3まで、字城床山760、字片平山761の1、761の2、字深塚山762、762の1、字深塚奥山762の3、762の4、763

正 日野郡日南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日野郡日南町（次の図に示す部分に限る。）